

[内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省]

多文化共生社会の推進に関する提言

平成22年7月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する提言

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が顕在化しています。さらにこうした課題は昨今の厳しい経済環境のなか、一層深刻化しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところですが、根本的には出入国管理を始めとした諸制度を所管する国における積極的な対応が肝要です。

ついては、国において次の点について措置を講じられるよう提言します。

平成22年7月

多文化共生推進協議会

〔 群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市 〕

[内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省]

1 多文化共生社会づくりの推進に向けた中長期的な国の方針の策定等について

多文化共生社会づくりの推進に向けて、外国人の受入れ及び外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定するとともに、この方針に沿った施策が、関係省庁の緊密な連携のもとに推進されるよう、企画・立案・総合調整を行う専任組織の機能充実を始めとした推進体制の整備を図ること。

【提言の背景】

昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、国では、定住外国人に関わる施策の推進のための企画・立案・総合調整を行う専任組織を内閣府に設置し、定住外国人支援に関する対策をとりまとめた。しかしながら、外国人の受入れ、並びに外国人が日本社会に適応して生活していくために必要となる、日本語の習得、日本の社会制度に関する理解、子どもの教育の確保等を図るための施策について、国としての体系的・総合的な方針が策定されておらず、関係省庁が連携した推進体制が確立されていない。

2 外国人住民に係る住民基本台帳の整備等について

外国人住民に係る住民基本台帳の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるよう実効性を確保するとともに、外国人住民に係る情報を国・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みづくりを行うこと。また、新制度への円滑な移行に向け、必要な財政措置を確実にを行うなど国が十分に支援するとともに、省令等を速やかに整備すること。

併せて、制度の変更を周知するため多言語によるリーフレット・ホームページ等の作成を行うとともに、説明会等を充実させること。

【提言の背景】

外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える住民基本台帳法の改正法、外国人登録制度を廃止して法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築する出入国管理及び難民認定法等の改正法が昨年7月に公布され、3年以内に施行することとされている。

- ① 外国人への行政サービスに係る利便の増進を図り、国・都道府県・市町村が連携して効果的な多文化共生社会づくりを推進していくためには、外国人住民に係る情報に関し、国の機関・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みの整備を行う必要がある。
- ② 現在の外国人登録原票に記載された情報を新台帳へ移し替えるために必要な財政措置を確実にを行うとともに、相当の準備作業が見込まれる中、作業に必要な省令等を速やかに整備することが求められる。また、新制度への円滑な移行のためには、対象である外国人住民に対する周知が重要である。

3 外国人児童生徒等に対する教育の充実について

- (1) 公立小中学校における外国人児童生徒の学習の機会の保障について
- ① 外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導について、体系的・総合的なガイドライン等を速やかに整備するとともに、プレスクール（就学前の初期指導）の普及を促進するなど、指導の方法・内容の改善・充実を図ること。【文部科学省】
 - ② 外国人児童生徒の教育を担う専任教員の加配定数について、配置基準を明確化し基礎定数化することで充実するとともに、外国人児童生徒の母語でのコミュニケーションや日本語指導の能力を有する支援員等による支援体制の一層の整備を図ること。【文部科学省】
 - ③ 外国人の子どもの不就学の状況について、その実態の全容を継続的に把握できるシステムを確立し、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育を受ける仕組みづくりを行うとともに、就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めること。【文部科学省、総務省、法務省】
- (2) 外国人児童生徒等の高等学校教育を受ける機会の保障について
- ① 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。【文部科学省】
 - ② 高等学校進学を希望する外国人児童生徒等への進学ガイダンスの実施等、進路に関する情報を提供する仕組みをより一層充実するとともに、進学後においても支援員等による支援体制の整備を図るなど、外国人生徒を積極的に受け入れる体制づくりのための財政措置を講じること。【文部科学省】
- (3) 外国人の子どもの教育に関する選択肢を実質的に広げるため、文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施して外国人学校の実態把握に努め、外国人学校の教育環境の改善等に向けた財政・税制上の支援を含む支援策の検討を進めるとともに、継続して本国政府に対しても外国人学校に対する応分の支援を求めること。【外務省、文部科学省】

【提言の背景】

- (1)① 外国人児童生徒の適応指導・日本語指導については、その標準・基準とすべきものが十分に整備、普及されているとは言えない中、国では今年度、指導内容・指導方法等についての体系的・総合的なガイドラインの作成等を行うこととしているが、これらの取り組みの速やかな推進及び成果の普及が求められる。

【文部科学省】

- ② 現時点では、外国人児童生徒の教育を担う専任教員の加配措置が十分な状態ではない。国は、今後の学級編成及び教職員定数改善のあり方について検討を進めているところであり、新たな教職員定数改善計画に加配措置の充実が盛り込まれることが望まれる。また、日本語と母語の両方がわかる人材等も外国人児童生徒の指導等に欠くことができない。【文部科学省】

- ③ 公立小中学校、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子どもについて、その実態を把握することができていない。また、保護者の失業等により不就学の状態となってしまう外国人の子どもの増加が窺われる。【文部科学省、総務省、法務省】

- (2) 中学校の卒業資格を持っていないなど就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた外国人に多様な就学機会を用意することは、外国人の将来における職業選択の幅を広げ、彼らが地域における貴重な人材となるための自立支援にもなる。そのためにも、卒業資格の取得に向けて、認定試験の回数の増が求められる。【文部科学省】

- (3)① 外国人学校に通う子どもは、高額な教材費負担、不十分な指導体制や設備、公的奨学金制度の未整備等、公立学校に通う子どもと比較して条件が悪い例が多い。また、外国人学校に対する本国政府からの支援が必ずしも受けられるわけではない。【外務省、文部科学省】

- ② 外交官の子弟等が多く在学している欧米系のインターナショナル・スクールに対しては、所得税や法人税に係る税制上の優遇措置が適用されているが、南米系等の他の外国人学校には、その優遇措置が認められていない。【文部科学省】

4 外国人求職者に対する関係機関の対応の充実及び外国人労働者の適正な雇用管理等について

- (1) ハローワーク等において、外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの外国人失業者への対応を継続的に行うとともに、職業訓練とあわせて就労につながる実効性のある日本語を学習できる仕組みを作ること。【厚生労働省】
- (2) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」について、事業主への一層の浸透を図るとともに、外国人労働者の適正な雇用・労働条件等を確保するよう指導監督を徹底して行い、実効性のあるものにする。【厚生労働省】
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、出入国管理法等の改正を踏まえて、制度の運用の適正化を進めること。【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
- (4) 外国人の社会保険への加入を促進するため、諸外国との間で、更なる社会保障協定の締結を進めること。【外務省、厚生労働省】
- (5) 外国人労働者の労働・社会保険の加入の促進のため、特に間接雇用主に対して、事業所内で就労する派遣労働者及び請負労働者に係る労働・社会保険の加入確認の徹底を図るなど、必要な措置を講じること。【厚生労働省】

【提言の背景】

- (1) ハローワーク等へ相談等に訪れる外国人失業者はやや減少傾向にあるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況にある。また、こうした失業者のなかには、今後とも日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことに加えて、就労に必要な日本語能力が不十分なため、再就職が困難になっていると思われる。なお、外国人失業者のなかには、生活資金の確保等の問題から、研修等の受講等が困難となっている者も多いと思われる。【厚生労働省】
- (2) 外国人労働者、特に日系人労働者は、派遣・請負形態が多く、労働条件や安全衛生管理の面などの問題がある。

また、多数の不法就労者の存在が適法に就労する外国人労働者の不安定な就労条件をつくる一因となっている。

さらに、外国人労働者の日本社会への適応の円滑化を図るためには、企業が外国人労働者に対し、日本語教育及び日本の生活習慣等について理解を深めるための指導及び生活上の相談等に応じることが重要である。【厚生労働省】
- (3) 外国人研修・技能実習制度については、制度本来の趣旨から離れ、外国人が安価な労働力として利用されるケースが多く、また、就労環境等を巡るトラブルも発生、社会問題化していることから、出入国管理法等の改正を踏まえ、制度の運用の適正化に向け、早急な対策が求められる。【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
- (4) 年金の通算などが可能となる社会保障協定を締結していない国の出身者で、将来帰国することを前提に来日している外国人も多く、保険料の掛け捨て等の問題が生じている。【外務省、厚生労働省】
- (5) 外国人労働者の多くが派遣や請負などにより間接雇用主の事業所で就労している実態を踏まえれば、直接雇用主だけでなく、間接雇用主への働きかけも重要である。【厚生労働省】

[警察庁、外務省]

5 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、諸外国との間の「犯罪人引渡し条約」の締結を進めること。また、同条約の未締結国に対しては、逃亡した外国人犯罪人に係る処罰要請等を行い、必ず適正な司法手続が行われるようにすること。

【提言の背景】

日本国内で犯罪を行った外国人が国外に逃亡し、適正な処罰が行われない場合、被害者や遺族を始めとする国民の感情に不満が残り、外国人への偏見等にもつながりかねない。

群馬県で起きた殺人事件や静岡県で起きた死亡ひき逃げ事件、強盗殺人事件等における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られるが、こうした動きを更に進めていく必要がある。

[内閣府、警察庁、総務省、外務省]

6 情報・サービス提供の多言語化の推進について

外国人も社会の一員として日本人と同様に公共サービスを享受できるような環境の実現に向けて、国において積極的に情報・サービス提供の多言語化を推進すること。

特に、外国人住民が必要とする情報を集約し、多言語で提供するポータルサイトについて、その構築・運営体制の一層の充実を図ること。

また、すべての人が、ともに安全で安心して暮らせる社会を実現するため、多言語による防犯、交通安全、生活上のルール等の啓発活動に対し、積極的に支援すること。

【提言の背景】

感染症対策、防火安全対策、災害対策など迅速に周知を図るべき情報については、定住外国人施策推進の専任組織が事業主務省庁に対し、外国人住民向けに提供すべき情報の選択、多言語化等を進めていくよう強く依頼することが期待される。

また、外国人が犯罪や交通事故などの当事者とならないようにするため、日本社会において安全で安心して暮らせるためのルールを積極的に啓発することなどが求められる。